

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県立高等学校授業料等徴収条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

学校教育法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 次の条例中引用している学校教育法施行規則の条項を改める。
 - ア 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例
 - イ 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- (2) 施行期日は、平成19年12月26日とする。